

袋井市公共下水道基本構想見直し(案)のパブリックコメント結果について

1 実施概要

- (1) 実施期間 平成 28 年 5 月 2 日 (月) ～平成 28 年 6 月 1 日 (水)
- (2) 設置箇所 袋井市役所情報公開コーナー、月見の里学遊館、
浅羽支所下水道課窓口

2 結果

- (1) 意見提出 3 件
- (2) 提出意見に対する対応の概要

意見提出	意見	対応
市内在住	今回の見直しにより相当広い地域が個別処理へと変更されるが人口減少、建設費、維持管理費は当初からわかっていたはずなのに、なぜ今更大幅な見直しをしなければならないのか。 また、今回の見直し案も再度見直す必要があるのではないか。	今回の基本構想の見直しは、平成元年の策定から、合併にあわせて行った見直しに次ぐ、大きな見直しとなっており、人口減少の到来、社会情勢の変化に対応した国の新たなマニュアルに基づき、市の人口予測を踏まえて、持続的な公共下水道の維持管理や運営ができるよう再検証して、見直し案作成しておりますので、ご理解をいただきたい。 今後の見直しにつきましては、社会情勢の変化が見込まれることから、概ね 10 年後には再検証してまいりたいと考えております。
	今回の見直しにより個別処理区域になった地域への説明会を開催すべきではないか。 説明会では、処理区域の具体的な検討内容、合併処理浄化槽の詳細、集合処理と個別処理によるサービス格差や費用負担格差の解消の具体的な方法を示してほしい。	ご意見のとおり個別処理に変更になった地域へは今回のパブリックコメントの意見を取りまとめた上で、説明会を開催してまいります。 見直し案の説明はもとより、合併処理浄化槽の補助制度（設置、維持管理）などの基本的な考え方を示してまいりたいと考えています。

意見提出	意見	対応
市内在住	自然流下方式では無く、圧力式下水方式の方が土木費が安いです。 圧力式にしてはいかがでしょうか。	基本的にはライフサイクルコストにより維持管理を含めた経済比較や停電時、災害時のリスクを考慮して自然流下方式を採用しています。 自然流化方式が困難な箇所や費用比較をした上で、圧送式が有利な場合についてはポンプを設置して対応しており、今後も基本的には同様の考え方で整備を進めてまいります。
	浄化槽は管理業者が点検、管理しているものをさらに県が検査するような二重の費用負担となることはやめていただき、実住の人員に見合った支払い方式にしてください。	浄化槽の管理については保守点検・清掃・検査が浄化槽法で定められています。 保守点検、清掃は、第 10 条に基づいて管理業者が行い、検査は、第 11 条に基づいて県の指定機関が行っており、それぞれ違う業務となっておりますので、ご理解を賜りたい。 [環境政策課対応]
市内在住	下水道への切替えに伴う費用は各家庭の建物の配置等により異なるため、切替え費用への助成金や税制優遇の実施を希望します。	下水道への切替え工事（宅内排水設備工事）への助成については、工事資金融資あっせん及び利子補給制度で対応しておりますが、工事着手の説明会など多くの機会を捉えて、制度の周知に努めてまいります。
	袋井市内の清掃業者間で消費者が業者を選択できないことになっているので市として指導をお願いしたい。	浄化槽清掃業の許可は、事業者からの区域設定などを含めた申請に基づき、市が行っています。 旧浅羽町区域は、事業者からの申請が 1 者しかない状況となっており、下水道の見直しに伴い、合併処理浄化槽区域が拡大することになりますので、市内全域で清掃業者を選択できるようにするという市民からの要望を伝え、事業者との意見交換に努めてまいります。 [環境政策課対応]